

令和5年3月29日

世田谷区長
保坂 展人 様

世田谷区公契約適正化委員会
会長 中川 義英

公契約条例に係る取組みについての意見書

本委員会では令和3年6月より設置となった今期において、同年2月の区への答申における提言を踏まえた入札制度改革や、労働報酬下限額の段階的な引上げなどをはじめ、公契約を通じた事業・経営環境の改善、公契約の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保等に向けて各種課題について議論を深めてきたところである。

令和3年11月には工事以外の契約に適用する労働報酬下限額について、従前からの区職員の高卒初任給額を基礎とした金額算定に、新たに期末手当相当額を加えた額を中期目標に掲げ、段階的に引上げていくことで、同一労働同一賃金を適用する高卒初任労働者の生活基準に接近させることが妥当であるとの意見書を区へ提出した。

また、同年12月には工事請負契約における労働環境整備等の評価や過度な低入札を抑制する評価手法を取り入れた世田谷区建設工事総合評価方式入札の試行実施にあたり留意すべき事項、および公契約条例の周知や労働報酬下限額の遵守の徹底に向けた取組み、並びに委託契約におけるダンピング防止のための入札制度改革の推進について提言をとりまとめた意見書を区へ提出している。

加えて、令和4年11月には新型コロナウイルス感染症に伴う流通機構の修復の遅延や物価上昇などの現下の経済情勢等を踏まえたうえで、令和5年度も引き続き工事契約における労働報酬下限額は公共工事設計労務単価の85%以上とし、工事以外の契約に適用する労働報酬下限額は段階的に引上げていくべく、現行より60円引上げとなる時間単価1,230円にすべきとの意見書を区へ提出している。

これらを踏まえた区の実践について、本委員会において各委員から出された意見を取りまとめたので報告する。

1 世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施について

(1) 価格以外の評価について

試行実績を見ると、価格評価が1位でない事業者であっても価格以外の評

価の得点により落札した案件の割合が従前よりも増加しているということから、実施件数が少ないながらも、この総合評価方式の品質と価格のバランスを競う機能が一定程度確認できる。

一方で個々の評価項目に目を向けると、公契約評価点については男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスや障害者雇用の評価等、中小企業など建設事業者によっては達成難易度が高いと考えられるものがある。今後も試行実施の検証を重ね、区の方策に合わせ、区内建設業者における各評価項目の達成状況などを勘案し、本総合評価方式の趣旨を踏まえた上で、必要に応じて評価項目や評価手法についての見直しも視野に制度改善の検討を行っていくべきである。

(2) 価格評価について

試行実績においては予定価格から評価基準価格付近までの応札が分散している案件が多く、品質とのバランスや過度な低価格入札対策に沿った応札行動が一定程度確認できるが、令和4年度は評価対象となる実施件数が限られていたため、今後も案件数を増やして引き続き検証していくべきである。

また、参加事業者アンケートによれば、評価方法については9割以上の事業者に理解されているとのことだが、少数ながらあまり理解していないとの回答もあることから、引き続き事業者には丁寧かつ詳細な説明を行っていく必要がある。

2 委託契約におけるダンピング対策について

区は変動型最低制限価格制度の先行導入自治体の取組み内容を基に、過去の入札実績への検証を重ねることで本制度を構築している。令和5年4月からの本制度実施以後、入札価格、落札率、最低制限価格未満入札の発生件数等について従前の類似案件実績との比較分析を行うとしているが、社会・経済情勢の影響により左右される今後の入札実績にも注視し、制度趣旨に適う効果が得られるよう、乗率の設定変更も含めた算定方法や対象業務の範囲の見直しを行うことも視野に検証を実施していくべきである。

3 労働報酬下限額について

委託契約における労働報酬下限額については、令和2年度に本委員会が当初から目安としてきた特別区職員の高卒初任給相当額に到達したところである。令和4年度からはこれに期末手当相当額を加えた額を目標に据え、一定の期間をかけて段階的に引上げていくこととした。現下における円安やロシアによるウクライナ侵攻に起因する経済環境への影響に代表されるような各時期の動向に注視しつつ、公契約に従事する労働者の賃金改善に向けて、新たな加算手当の必要性検討とともに引き続き達成目標に向けた計画的な引上げを行っていくべきと考える。

4 建設業における働き方改革について

労働基準法による建設業への時間外労働に係る上限規制の開始を令和6年4月に控え、建築工事における従事者の長時間労働の改善は急務である。特に区が発注する建築工事の約4割を占める学校施設工事においては、学校施設の運営責任者、施設管理所管部署、工事監督部署、施工者などの各関係者が工事を行う際の条件等を共通認識し、学校運営への影響、施工日等の変更による工期への影響などについて事前に各者が確認し、変更を減らし、従事者の長時間労働等の原因となる想定外の施工日の変更等を未然に防止することが必要である。

また、建設業が他産業と比較して長時間労働が常態化していることから、区が施工者から徴取している報告書類等を簡略化するなど、工事現場の従事者のみならず、管理部門の労働者も含めた事業者の事務負担の軽減を図ることが望ましい。一方、人材不足対策等では事業者が中心となるものの区内各部署のさらなる連携した支援が望まれる。

加えて、工期設定については現場条件を整理の上、竣工後の施設の使用開始までの期間を適切に見込み、悪天候による作業中止などの不測の事態も踏まえた必要な工事日数を確保するべく具体的な対策を講じるべきである。

5 おわりに

区は令和3年2月の本委員会からの答申以降、条例の周知及び遵守の徹底を図るための条例の手引きや労働報酬下限額周知カード及び周知確認書の徴取といった取組みや、公契約条例の趣旨を入札制度に具体的に反映させ、品質と価格のバランスを競う入札を目指す世田谷区建設工事総合評価方式の試行実施を開始している。また、令和5年度からは委託契約におけるダンピング対策として新たに変動型最低制限価格制度を導入する予定であるなど、必要な取組みが一定程度進められてきている。これらについては評価しつつ、令和6年4月からの建設業へ時間外労働の上限規制の開始を見据えた工事請負契約における労働者の適正な労働環境の確保や、業務委託契約における仕様や見積の標準的な作成および職種別の労働報酬下限額といった課題については、その解決に向けた実効性のある具体的な取組みを講じていくべく、課題・問題点を整理するとともにさらに本委員会にて議論を深めていく必要があると考える。